

## 岐阜県立木工芸術スクール活性化検討会設置要綱

### (趣旨)

第1条 岐阜県立木工芸術スクールの活性化を図り、特色ある訓練を実施するための取組みについて意見交換を行うため、岐阜県立木工芸術スクール活性化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 検討会は、委員15名以内とし、別表に掲げる委員をもって組織する。

2 委員は、木工芸術スクールの活性化を図るという観点から、木工芸術スクール校長が選任する。

3 検討会に会長を置き、委員のうちから互選する。

4 会長は、検討会を代表し、検討会を総理する。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代行する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。

### (会議)

第4条 会議は、事務局が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を認め、その意見を聞くことができる。

### (守秘義務)

第5条 委員は検討会で知り得た情報は、他に漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

### (事務局)

第6条 検討会の事務局は、木工芸術スクールに置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

### 附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行する。

この要綱は、令和4年8月18日から施行する。

この要綱は、令和5年10月23日から施行する。